

事業計画（青森県三沢市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	4 地区海岸
被災した地区海岸数	2 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	なし
本復旧を実施する地区海岸数	2 地区海岸

② 堤防高

被災前の現況高で復旧。

下北八戸沿岸：T.P+6.0m（対象：高潮）

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年7月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事については、8月より順次、工事着工しており、計画的に復旧を進め平成24年3月の工事完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成24年3月までに本復旧工事を完了した。

⑤ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H24予算での 実施内容	H25年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
三沢市	三沢漁港	459	消波護岸、護岸	1.83	1.83	—	H23.7	H23.8	策定済み	H23.9	着工済み	H24.1	完了済み	本工事		
三沢市	三沢	612	堤防、護岸、ヘッドランド	6.00	6.00	—	H23.4	—	—	H23.8	着工済み	H24.3	完了済み	本工事		

2. 河川対策

【国管理河川（高瀬川）】

- ① 高瀬川^{※1}では、津波等による被災は無かったが、河川を津波が遡上。
- ② 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成25年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、自動化・遠隔操作化等の対策を平沼地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある榮沼地区等について対策を実施。

※市柳川水門・平沼第1排水樋門について、平成24年度に電源確保対策を実施済

- ③ 平成24年度における成果
今後津波の遡上が想定される区間における平沼地区について、津波対策等として堤防護岸整備及び水門等の電源確保対策を実施。
- ④ 平成25年度の成果目標
今後津波の遡上が想定される区間における榮沼地区等において、津波対策等として堤防の液状化対策を実施し、平成25年度中に完了予定。

※1 位置図を参照

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系高瀬川水系^{※1}高瀬川放水路の県管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、2箇所で災害復旧事業を実施。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った全2箇所で着手し、完了済み。
なお、三沢市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

※1 位置図を参照

復興施策の事業計画 参考図面 河川 三沢市



記号	海岸名	岸幅延長 (m)	記号	海岸名	岸幅延長 (m)
津軽沿岸					
1	本蓮寺海岸	200	1	下北八戸沿岸	1,850
2	尾瀬海岸	500	2	津田海岸	430
3	大倉川海岸	725	3	津石海岸	1,900
4	南大瀬海岸	260	4	久野ノ浦海岸	1,230
5	黒崎海岸	548	5	家田海岸	532
6	森山海岸	700	6	交行ノ浦海岸	2,150
7	森海岸	550	7	森海岸	960
8	森海岸	400	8	日ヶ浦海岸	475
9	比良海岸	990	9	野島尻海岸	3,500
10	森本海岸	1,100	10	口比海岸	2,565
11	森合海岸	1,500	11	野島尻海岸	2,975
12	比良海岸	485	12	徳山海岸	1,100
13	田野尻海岸	3,900	13	野島尻海岸	1,240
14	比良海岸	740	14	野島尻海岸	1,700
15	比良海岸	485	15	野島尻海岸	800
16	比良海岸	600	16	野島尻海岸	400
17	比良海岸	4,900	17	野島尻海岸	3,500
18	比良海岸	830	18	野島尻海岸	1,030
19	比良海岸	2,500	19	野島尻海岸	3,150
20	比良海岸	1,895	20	野島尻海岸	400
21	比良海岸	2,840	21	野島尻海岸	1,900
22	比良海岸	840	22	野島尻海岸	1,950
23	比良海岸	2,190	23	野島尻海岸	1,850
24	比良海岸	4,200	24	野島尻海岸	2,800
25	比良海岸	3,450	25	野島尻海岸	1,800
26	比良海岸	1,065	26	野島尻海岸	660
27	比良海岸	5,070	27	野島尻海岸	400
28	比良海岸	2,160	28	野島尻海岸	1,800
29	比良海岸	5,100	29	野島尻海岸	650
陸奥湾沿岸					
30	平野・野田海岸	10,950	30	野島尻海岸	1,940
31	野田・遠田海岸	3,440	31	野島尻海岸	2,900
32	野田海岸	1,850	32	野島尻海岸	105
33	野田・青森海岸	5,220	33	野島尻海岸	340
34	青森海岸	748	34	野島尻海岸	824
35	青森海岸	3,480	35	野島尻海岸	810



三沢市
【国管理河川】
 高瀬川(高潮堤防整備)
【県・市管理河川】
 1水系 1河川 2箇所
 (一)高瀬川水系 1河川 2箇所

三沢市

八戸市



3. 海岸防災林の再生

① 箇所名：三川目～砂森

② 被災状況

津波により防潮堤 1,130m、人工砂丘 5,390m、防風工 8,987mが損壊した。

また、森林 5.73ha が流失するとともに、津波に伴う塩害により森林 16.01ha が枯損し、全体で 21.74ha の森林が被災した。

③ 事業計画の内容

治山施設災害復旧事業により防潮堤（2,477m）及び人工砂丘（5,095m）について復旧するとともに、人工砂丘の新設（215m）及び防潮堤の嵩上げ（2,840m）や新設（100m）などの機能強化を防災林造成事業により実施する。被災した森林については、治山施設災害復旧事業により被災した防風工（8,987m）を復旧するとともに、防災林造成事業により防風工の新設（51,166m）、苗木の植栽（21.74ha）を実施する。

④ これまでの実施状況と今後の予定

被災した防潮堤、人工砂丘及び防風工の復旧工事については平成 23 年度に着手し、平成 24 年度に完了した。

また、人工砂丘及び防風工の新設工事等については、平成 23 年度に着手し、平成 28 年度の完了を目指す。防潮堤の嵩上げや新設工事については、平成 25 年度から着手し、平成 27 年度の完了を目指す。

森林の復旧については、人工砂丘及び防風工等の植生基盤の整備が完了した箇所から順次、苗木の植栽を実施し、平成 28 年度を目途に完了を目指す。

⑤ 平成 24 年度における成果

治山施設災害復旧事業：平成 24 年度で災害復旧事業については完了

防災林造成事業：人工砂丘 215m、防風工 3,516m、植栽工 0.22ha

⑥ 平成 25 年度の成果目標

防災林造成事業：植栽 6.1ha、防風工 6,390m、防潮堤（嵩上）1,410m

（保全対象：三川目ほか 5 集落、国道 338 号線、市道等）

① 箇所名：三沢海岸（国有林）

② 海岸防災林の防潮工約 100mが被災。

③ 被災した防潮工については、必要な構造設計等の後、平成 23 年に着工。

④ 防潮工の復旧は平成 24 年に完了。

（保全対象： 三川目集落、国道 338 号線等）

（なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施。）

4. 漁港

① 被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

三沢市内の三沢漁港において、平成24年度末時点で、全延長の陸揚げ機能が回復している。

今後、平成27年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

5. 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

該当なし

② 公立社会教育施設

<県立社会教育施設>

三沢市に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した1施設については、比較的軽微な被害に留まる施設であり、平成23年度5月に事業着手、同年6月に復旧完了している。

6. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物約 12 千トン（津波堆積物は無し）が発生。

② 搬入状況について

現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 9 月末までに仮置場への搬入を完了した。また、その他の災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物を含む。）についても、平成 24 年 1 月末までに仮置場への搬入は完了した。

③ 処理状況と処理完了目標について

災害廃棄物約 12 千トン（津波堆積物は無し）の処理を平成 24 年 3 月末までに完了した。

工程表(青森県三沢市)

	H23				H24				H25				H26				H27				H28
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	以降
1. 海岸対策	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 施工準備 (堤防設計等) </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 本復旧 (逐次完了し、全ての区間について 3月までに完了した。) </div>																				
2. 河川対策	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 施工準備(堤防設計等) </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 平成24年6月中旬の出水期前までに、 河川の津波遡上等に対応した堤防の 整備を実施 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 出水期 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 出水期 </div>																				
(国管理河川:高瀬川)																					
(県・市町村管理区間)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 施工準備 (堤防設計等) </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 本復旧 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 出水期 </div>																				
3. 海岸防災林	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 朝工の本復旧及び林帯地盤の復旧(概ね2年) </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 防風工等の施工が完了した箇所から植栽を実施(概ね4年) </div>																				
(三川目～砂森)																					
(国有林)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 施工準備 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 施工 </div>																				
4. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網																					
(1)漁港	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 23年9月にかれき 撤去完了 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 全延長の陸揚げ機能が回復 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 27年度末までに、必要な漁港施設の復旧の完了を目指す </div>																				

	H23				H24				H25				H26				H27				H28 以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 復興まちづくり (1) 学校施設等 公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む) < 県立社会教育施設 >																					
比較的軽微な被害に留まる施設の復旧																					
6. 災害廃棄物の処理																					